

早稲田大学臨床法学教育研究所 臨床法学セミナー

## 1. 「北海道大学の臨床法学教育」

講師：田村 智 幸 氏 (弁護士・北海道大学法科大学院教授)

## 2. 「大学附設法律事務所の課題 —岡山大学クリニック開設シンポジウムの報告—」

講師：椎 嶋 裕 之 氏 (弁護士・本学法務研究科准教授)

日時：2007年6月23日 15:00~17:00

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室

所長・宮川 臨床法学教育は、2004年  
に法科大学院が創設されたことに並行し  
て、本格的にスタートいたしました。これ  
まで、約3年の教育実践を重ねてきたわけ  
ですが、まさに試行錯誤の連続であり、今  
後ともこの教育方法論の検証と改善に取り  
組んでゆかなければと考えております。そ  
のような努力の一端として、早稲田大学臨  
床法学教育研究所のセミナーを開催して行  
きたいと考えています。

田村 本日はお招きいただきましてあり  
がとうございます。北海道というのは辺境  
の地でありますので、そこで教員を孤独  
にやっておりますと、なかなか全国の情報  
が行き渡らない、あるいは取得しにくいと  
いう実情がございます。その中で全国区の  
報告をさせていただく機会が与えられまし  
て、本日は椎嶋先生からご連絡をいただき  
まして、即座に、行かせていただきますと  
いうふうに申し上げさせていただきます。ご  
報告の時間は30分程度というふう  
に伺っていますので、枕なした本文に入り  
たいと思います。

本日のセミナーの講師としてお招きいた  
しましたのは、北海道大学法科大学院教授  
の田村智幸先生と、本学法務研究科准教  
授の椎嶋裕之先生です。田村先生には、北  
海道大学法科大学院の臨床法学教育につ  
いて、そのカリキュラムの概要と実施の状  
況についてご報告をいただきます。次に、本  
学の椎嶋裕之先生から、4月に岡山大学の  
大学附設法律事務所の開設シンポジウムに  
参加報告されたことについて、大学附設法  
律事務所の課題という視点で報告をいた  
します。お二人の先生のご報告は相互に  
関連していますので、必ずしもくつきりと  
然と2つに分けるということはないで、  
適宜相互に意見交換をしたいと思っており

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・  
基礎研究 (A)・課題番号 19203006・  
研究課題「法曹養成教育における経験的方  
法論としての臨床法学教育の研究」の研究  
成果の一部である。

法学研究科に法科大学院を設置して、法律実務専攻という形で法科大学院を運営しているという組織形態であります。入学者数は未修者50名、既修者50名、計100名であります。実は平成20年度の入学者選抜から、この内訳が変わりました。いろいろ教員会議で議論があったのですが、未修者45名、既修者55名、当然のことながら法科大学院のあるべき理念との関係で未修者を減らしてどうするんだという議論もあったのですが、最終的に来年度の入学者選抜からは未修者45名、既修者55名という形で入学者を選抜するという形になりました。

専任教員であります。26名おります。うち6名が実務家教員であります。今年度の実務家教員の内訳は、弁護士教員が4名、裁判官が1名、検察官が1名という内訳であります。裁判官はまだ期が比較的に若い、48期の裁判官が特任教授、みなし専任教員という形で就任しています。検察官は、本学の自取祐司法科大学院長と研修は同期ですので、33期、昭和56年研修所入所ですので、33期になると思いますが、33期の札幌高検の総務部長がみなし専任教員ということで勤められています。佐藤崇さんという方です。名古屋高検から札幌高検に4月に移られたということで。弁護士教員は私を含めて4名です。4名の内訳ですが、日弁連の副会長も3年ほど前に務めました田中宏弁護士が26期になります。弁護士倫理を教えてください。それから、昨年度日弁連の副会長をやりました伊藤誠一弁護士が、民事事例問題研究ということで担当しています。刑事事例問題研究は中山博之弁護士が担当しておりま

す。それと私の4名という構成になっていきます。

学生の出身校なんです。当然ですが、地元北大が30名。うれしいことに早稲田大学が18名、平成19年度に入学しました。それから、東大、京大が9名、8名といった構成になっています。平成18年度の新司法試験の成績ですが、北大自身は思いがけず好成绩を収めたというのが自らの評価であります。37名が受験し、26名が合格しました。合格率が70.3%。ちなみに、平成16年の後期、私の講座をはじめ履修した学生たち、合計10名おるので、うち1名が休学しましたので、9名受験してくれて8名合格してくれました。

全道は人口、実際今570万人ぐらいいると思うのですが、北大ロースクールが年間100名の枠。それから、地元の私立大学の北海学園大学ロースクールが30名という比率になっています。全国の人口と法科大学院の学生の人数を割った比率でいくと、ちょうど2分の1ぐらい不足している割合の数だというふうに理解しています。ロースクールと弁護士会の関係であります。2002年4月に札幌弁護士会に法科大学院支援委員会が設置されました。レジュームにも書きましたが、弁護士会としては法曹人口を増員を支えるロースクールの構想には当初反対の立場でありました。とはいっても、制度ができる以上は、個々の弁護士としてではなく、弁護士会全体として後継者をきちんと養成すべきであるという、そういう後継法曹養成の視点で、会としてきちんとバックアップしていこうということで、法科大学院支援委員会が設置されました。札幌弁護士会の日弁連における

立場、ご存じの先生方もたくさんいらっしゃると思っています。須網先生には、平成13年に札幌弁護士会にお越しいただきまして、あのときはどうもありがとうございました。ご承知のとおり現状でございます。

開校以来、若手弁護士を中心に今40名の支援委員の弁護士が、未修者1年次の学生対象に設けられた民事の基礎ゼミという演習ゼミの運営に関与しています。こういうことを法科大学院がやるのがいいかどうかというのは、いろいろ議論のあるところですが、そうはいっても善にも悪にもかからないような答案を書いてもらうが、ないということ、答案作成の指導を行う演習講座を民事法の講義の講座とワンセットという形で設けています。その教材の作成や採点採点を中心に若手の弁護士が支援をしているという内容であります。

さて、私が担当しているクリニツク講座ですが、北大の場合にはクリニツク単独講座ということではなくて、ローヤリソングという講座を設けています。私の立場はみなし専任ですので、文部科学省の縛りとの関係で年間6単位の講座を開かなければいけないということで、前期は1講座、後期は2講座、合計3講座を開くという形になります。担当教員は、残念ながら私1人です。配当年次が2年次から3年次、ですから未修者の1年生以外は、いつでも自由に選択することができるとは、選択必修の講座の1つであるということになっていきます。

特色ですが、ローヤリソングとの連続性・一貫性ということがやっぱり大きな特色だということだと思います。ローヤリソングというふうな1つの講座を設けているの

は、他大学では岡山大学が同じような形で講座を設けているというふうに向っていません。それから、事件受任は行っていない形態でのライオン相談ということが特徴なのだろうなというふうに思います。

これはもともとそういうふうな連続性・一貫性を考えてカリキュラムをつくったというわけではないのですが、1人の教員がローヤリソングとクリニツクを通して行うということに重要なポイントがあるのではないかなというふうに私個人としては思っています。後半にご報告しますが、ロースクール開校当時、日弁連の法務研究財団が2つのポイント、7つのスキルという、そういう法曹に必要な資質を整理されました。それをやっぱり常に車の両輪のように意識しながら、ローヤリソングからクリニツクまで一貫して学生を鍛えるということが大事なことなのかなというふうに思っています。私自身は、学生に対してオーケストラのトレンナーのようなイメージですと授業しているという、そういう自分なりのイメージを持ちながらやっています。音楽のお好きな方だったらおわかりだと思っております。客演指揮者、いろんなチームバリエーションのある方をいっぱい呼んで、それで演奏会を開くような交響楽団もあるのではないかなというふうに、1人の教員がトレンナーのように常任の形で学生を鍛えるということが重要なことなのかなというふうに思っております。

それで次のページにまいります。クリニツクは、弁護士会との業務委託に基づいて札幌弁護士会のバックアップを受けて実施しています。別紙に、弁護士会と協

定書を締結しておりますので、ポイントだけご説明をさせていただきます。これはクリニックを一番最初に始めた年が16年の10月からですので、16年の9月に札幌弁護士会と北海道大学との間で締結しています。目的は、クリニック支援業務、物的な設備、ノウハウ、それから人的な支援、これを法律相談センターという既存の弁護士会の法律相談所がありますので、そこが担うということになります。そのかわり、業務委託料ということで、レジュメにも書きましたが、年間で70万円程の委託料を札幌弁護士会に対して北大が支払うという内容になっていきます。70万円の根拠ですが、前年度の受講生、要するに法律相談の数、その実績から予想されるその相談コマ数をイメージに置きながら、部屋の賃料、室料ですとか、職員の人件費ですとか、電話回線の使用料とか、そんなことを積み上げて決めている金額ということになります。

それから、名称ですが、北大リーガルクリニックという名称を冠しています。実は、弁護士会がバックアップするにあたり、要するに立ち上げの時期に弁護士会の法律相談センターの側からは、リーガルクリニックを法律相談センターに併設をするということで、弁護士の有料法律相談に対して悪影響を及ぼすのではなからうという議論が強くなされました。要するに、市民の方に弁護士との相談と学生の相談が混同されてしまうという不安ですとか、そもそも法律相談センターで行われる法律相談の質が低下するということに誤解されるのではなからうという懸念であったのですが、実は全くの誤解であったことが、当然実施してみてもわかるわけですが、そういう不安があると

いうことで法律相談センター業務と混同されることを避けるために、法律相談センターとは別枠の組織であることを明確にするという縛りを協定書自身にも書き込んでいます。相談料は当然無料であります。それから、第8条で例えば4項なんです

が、乙は、リーガルクリニックの相談の対象となる授業のために必要な数だけ確保する義務を負うものではないということですが、去年の後半ぐらいいからの悩みにも関係しますが、学生が増えているものから、相談の数及び質をどうやって確保するかというところが一番直近の悩みであります。今年度は6月25日からクリニックを行いますので、弁護士会のホームページ等にアプゾをして案内を始めたところでありますが、弁護士会の制としては、授業のために必要な事案の数を確保する義務を負うものではないという形で、その負担は負わないことを明確にしています。これも立ち上げのときにいろいろ議論があつて、弁護士会としては譲れないところだということでも入れた条項でありました。建前はそういうことではあります。実際は職員や、特に法律相談センターの担当課長、弁護士会の職員が、一般相談、弁護士の有料相談として申し込まれた一般相談の中でも、ふざかしい相談があれば適宜クリニック相談のほうに誘導してくれているというのが実情であります。ですから、実際にはそういう好ましい関係が続いているというふうに言えるのだと思います。

クリニックの方法や承諾書・誓約書の徴求は、どここのクリニックでも行っているところだというふうに思いますので、加えることはありません。広報ですが、中心的な

広報は地元紙である北海道新聞にクリニック相談を行いますという、そういう案内を出してもらっています。レジュメに戻りますが、レジュメの2ページの6番、相談の募集とあります。地元紙北海道新聞の札幌版に案内掲載されたその内容ですが、見出しは「院生が無料法律相談 北大法科大学院 実務実習の1つで弁護士の教官が立ち会い、院生2人が相談に応じる。相談内容は全般、時間は1時間で無料」、こんなような案内を出してもらって、そこから募集というか、受付が始まるという端緒になっております。

あと協定書の中で、当然対外的な責任については弁護士会が負わないだとか、当然の条項がありますので、協定書は大体どこかの弁護士会と共同で行っているクリニックの場合でも、このような協定書をつくっているのではないかとこのように思っています。たしか、北大が始めた後、クリニックを弁護士会と協定して始めたところには、参考として協定書がほしいと言われて、幾つかの大学にはお送りさせていただいた記憶があります。また、本文に戻らせていただきますが、基本的にクリニックのいわゆる外側業務については、弁護士会の職員が行っていただいています。受付、申込、スケジュール管理、相談者の案内、相談室の提供ということでもあります。

過去3か年間のローヤリソング=クリニック講座の履修者の推移であります。17年の前期を除いて見事に急上昇を描いています。これは当然在校する学生の数が1マずつ増えていくという、この3か年間の傾向でもあるというふうにも言えるのです

が、今期4月6日の最初の授業には、実は23ではなくて実際は55名が参加しました。

教室も演習室から、一番大学で大きい教室に急ぎよ変更してもらいました。ただ、ご案内のとおり、20名も超えると大体こういう講座というのは教育効果が上がりますので、学生には後期に履修をするように、後期は2講座開設するもとの予定であるからというお願いをして、その結果、23名の履修登録に落ち着いたという経過がございます。

相談の募集は先ほど申し上げた通りです。17年後期まで、新聞に掲載した当日に予約の枠がすべて埋まりました。18年前期は予約の枠がすべて埋まるまでに数日を要して、昨年度の後期は、16件の予約の枠の最後の1マスが最後まで残ってしまいました。札幌弁護士会の法律相談センターの事件数もいろいろ専門相談が整備されてきましたので、一般事件の空洞化というかが言われていますが、それと何か影響があるのかどうかはわかりませんが、なかなか昨年度後期ぐらいいから募集が埋まらなくて、それが今年度も悩みの種になりそうであるということでもあります。

過去3か年間のクリニック相談の相談種目別の概要であります。大体これはどこかのクリニックでも同じかというふうに思います。相談あるいは相談、あるいは買貸借、こういうものを中心にしてながら医療過誤や会社法務、あるいは著作権、こういうものもあり、中にはいじめ、これは中学校で教師にいじめを受けているという子どもさんのお母さんからの相談でしたが、そういう深刻な相談。それから、取引法に関し

ては事例が少なく、せいぜい取引型の使用者責任というような相談が数件あったところでありました。

こういう形で相談の内訳を大体整理するとイメージしていただけるかなと思います。一応こういう形で相談日程を組むのですが、学生と日程の調整をするのが教員やっついて一番大変な作業です。教育の内容よりも、日程調整が一番大変なのかなというふうに個人的には思っています。私の授業の持ち時間は金曜日の1限、8時45分から10時15分です。ローヤリングを8回やりまして、引き続き9回目以降クリニクに移行するのですが、その時間帯というのはさすがに相談者はいらっしやられる時間ではないですね。そうすると、学生と相談しながら、平日の午後の時間帯で日程調整をするのですが、当然午後の時間帯は学生も元々いろんな履修登録をしていますので、毎回ぎりぎりところで日程調整を行っているという憂鬱な作業を毎年2回やっていますということになります。

相談の予約から相談当日までは、これは記載のとおりです。ポイントになるのは、予備聴取を行っているところ。これは多くのところでも行っているのかもしれないのですが、やはりここがポイントなのかなというふうに思います。まず事前のふるいわけ。といったも、ふるいわけは基本的にしています。相談予約の状況について、法律相談センターの職員から私宛に随時連絡があります。そこで好ましくないとと思われる相談者のチェックが行われます。好ましくないとと思われる相談者には2パターンあります。1つは、法律相談センターに顕著なリピーターであります。法律

相談センターは昭和49年から30年超える実績がありまして、顕著なリピーターというのかりストで30-40人いるんですね。電話が来たらすぐわかるという、そういう方については、これはさすがにクリニク相談にもふさわしくないだろうということことで、センターの職員の判断で回してはきません。

ただ、もう1つのパターンでクレーマーとか、抗争的だとか、そういうパターンで相談者がいるのですが、こういう方については、話もしないで判断するのはやはりふさわしくないだろうということで、これは私には回してくださいということ受付けられるようにしています。そのかわり、そういうことが予想される人には予備聴取で電話で30分とか40分とかいろいろ聞いて、本当にやばいなと思う場合にはさすがにお断りすることが去年1件ありましたけれど、予備聴取を行っているわけでありまして。相談日の2、3日前に、相談者に電話をして、5分前から実際には20分ぐらいまでの間、相談概要を聞いています。これがやっぱ一番肝心なところで、この予備聴取なくしては、きつと教員もクリニクをコントロールができないのだから。教員にとっつて、いわゆる仕込みの部分なのだからと思っています。

それで、学生には初年度は行っていないのですが、2年目からはさすがに予備知識を何も与えないと歯が立ちませんので、学生宛に相談日の前日に大体メール3行ぐらいで、こういう相談であるという連絡を学生にしています。

相談日当日は、誓約書の提出に始まって承諾書を收受する。この辺はどことも同じだ

と思います。原則2人1組で相談に与する。私は相談に終始立ち会っています。相談時間は1時間で、前半は学生が発問・応答、後半30分は弁護士教官がまとめ・回答。私の許可を得て発問するのはなくて、まず30分は学生に自由に発問・応答をさせて、私は基本的に黙って横で聞いているようにしています。

相談事例は特にご紹介しませんが、もしお時間があればということ、これもペーパーにお付けしました。たまたま昨年、本書く機会(『実践ローヤリング＝クリニク一臨床系教育への指針』(法律文化社、2006年)がありまして、そこに第8講、リーガルクリニクの概要ということで紹介した事例の原稿をそのままお付けしています。

内容には触れませんが、これ相続の事例なんです。例えば10ページに7つのスキルの中の、表現能力、学生はさすがにプレゼンテーションをする能力・表現能力にかなが欠けていたりします。どうやってわかりやすく勘どころを伝えていくのか。私が行ったクリニク相談での回答が模範回答かどうかはわかりませんが、回答を実績する形で、どうやって相談者に伝えるかということをお教えています。

ずつと下のほうは、これも7つのスキルの最後のスキル、コミュニケーション能力ということが言われていると思います。リーガルインタビューの重要性ということを学生にやっぱリービューの授業の中で詳しく取り入れています。

そんなようなことで、これは実際の相談とそれからレビューの授業というのを行っていきまして、学生がクリニクを一通り

終えた最後の大体2コマぐらいになります。学生が担当した相談の中で代表的な相談事例について、学生に電子メールで他の学生にも固有名詞を省いた上で相談の概況などを事前に送付しておいて、それをとくに学生が議論し、教官がコメントをするという授業を行っています。代表的な相談例と回答例は学生全員に還元することです。

11番以下が、本来こういう場所で先生方に教える講う部分だというふうに思っております。1つ一番大きな悩みというのが、ふさわしい相談事例をどうやって安定的に確保するかということがあります。教育水準にかなった相談事例を安定供給が必要があることは当然であります。なかなか大学の責任で行うことが難しい。

片方で、弁護士会にこの責務があるということになりまして、これも弁護士会として過大な責任を負うということになりますので、結果的にその狭間の中で教員が1人で相談事例が足りなくなった場合には集めてくる。前の日にキヤンセルが入ったら、法科大学院支援委員会の委員長のような人に、先生相談事例はないかということをお願いをして引っ張ってきてもらう、そんなようなことを行っているところがあります。昨年度の後期からこの安定供給に陰りが見えるので、再来週から始まるクリニクがちょっと不安だなというところがあります。

それから、他科目との連携ではありますが、配当年次は2年から3年ということでは先ほどお話ししたとおり、未修者1年生以外はいつでも履修できるということになっております。ですから、基礎プログラムが終了

した時点以降は、法実務基礎プログラム、あるいは深化プログラム、これは北大の名称だと思いますが、こういうプログラムの各履修に並行して履修することになっていきますが、研究者教員や他の科目との意識的な連携までは行っていない。ここは、やっぱりウーケポイントなんだろうというふうに思っています。

他の科目との連携では、課題の提出時期が、学生の忙しいときに重なってしまうみたいなので、そういうことが開校当初から、学生のほうから要望として上がったものから、そういう物理的な調整は他の教官と教員会議を通じて調整をしたりするという形で、消極的な意味での連携を行っているにどまっていますということかなと思います。

片方で、1人の教員がローヤリソング授業との連続性・一貫性のもとに授業を行っているということは、ある意味ではアドバンテージなのかなというふうに思っていますところですか。

1講で弁護士倫理、2講で法律相談業務実習、ここでローヤリソングで学生に法律相談を体験させるんですね。1年目、2年目は、私が弁護士役を実際の弁護士としてやっていたのですが、だんだんつまらなくなってきたものから、これも学生にやらせるようにしています。

第8講以下はクリニクという流れになっていきます。クリニクスの教育の目的などということ、これはまだ私自身、いまだ成果を確認できていないことになりまして、研究者教員との連携という側面に光を当てると、北大は非常に不十分であると

いうことになると思いますし、私自身が実務実務の中から改革していくために、宮川先生のご著書を読んでいると、私、十分理解していないところかもしれないけれども、そういう引用があるわけですが、私自身もまだそういったところの改革が十分できていないというところで、選挙予備ふうにいますと、▲印か×に近いのかなというふうに思っています。

2つのポイント、7つのスキル、これはローヤリソング授業等の連続性・一貫性を1人の教員が行っているということ、これは先の選挙予備ふうにいうと○、手前ミソを承知で言えば◎みたいなところかなというふうに思っています。

成績評価であります。私はこれは割り切っています。クリニクは与えられる相談事例、教育の素材が学生によって違いますので、そこで評価するのはやっぱり不公平であるというふうに思います。ですから、前段階として8コマ行われるローヤリソング、ここで学生のレポートを毎回全部添削しているんです。非常に時間がかかる作業なのですが、今年23人いるので大変な思いしているのですけれど、全レポート添削して、ローヤリソングで実際には評価を付けています。

それで昨年度、はじめて可の評価を付けた学生がいたんです。それまでは優が大体1割、残りは良だったんですね。そして、教員会議で先生、可は厳しいんじゃないかなとかどう言われたんですね。いや、なんで私の授業の実態も知らないくせにというふうに反論をしかけたんですけれど、要するに、ローヤリソングのような授業というのは、あるいはクリニクのような授業とい

うのは、やっぱり学生がモチベーションを上げるために、あんまり学校としても悪い点数をつけてほしくないのが本音ですみたいな、そんな経過もありました。

非常に私は不満を持って、今年度ちょっとやっぱり可を付けようというふうに思っている学生もいるのですが、大学側にはまだそんな意識もあるのかなというところが、少しやっぱり寂しいなというふうに思ったところがあります。

それで、その他ということになります。新司法試験との関係は、クリニクを受講している学生にも私にも気になる事柄ですから、新司法試験との関係で例えばクリニクを受講を考えると取りうるか取れないか悩むことがあるのかという問いかけをするのですが、学生は実はあんまり意を介していないようです。

やっぱり不思議なもので、早稲田もそうだと思いますが、北大もそれなりに優秀な学生が集まってくる。やっぱり優秀な学生は、試験に受かる、1人で受かるんじゃないんで受かるうみたい、学生の人数も少ないせいなのかもしれませんが、そういう意識もあるようなんです。

やっぱりこういうローヤリソング=クリニクみたいな授業というのは、非常に新鮮に映るようで、新司法試験の勉強をしながらも、そこは割り切ってローヤリソングならではの授業を、学生は楽しんで来てくれている。全く新司法試験との関係で、クリニクスの授業が学生にとってマイナスをもたらしているということは、全くないんだろかなというふうに考えています。

それから後任教員への継承の問題です。私も4年目になりました。後任者が2年

残っているのですが、もうさすがに6年目以降は次の方に継ぎたいというわけではない。1人の弁護士が同じポストを担うのはよろしくないのだからというふうに思っています。ここにはもう少しやる塚原先生とは、RCCの顧問弁護士で一緒に働いていただいていたのですが、RCCでも任期4年が原則でしたので、私もスバッと辞めた口でございまして。

そんなようなことで、教育現場の実態や後任教員への継承という意味で、成果なかどうなのかかわからないけれども、形に残しているんな批判を受けるべきなんだろうなというふうに思っています。たまたま縁があつて昨年、本を書かせていただく機会もできたところなようなところであります。それから、移動法律相談を実施しています。学長から裁量予算を頂いて、地域連携支援事業ということで、北大は広い北海道の真ん中にぼつんとある意味では頂上にある大卒だということでもありますので、地域との連携をしたいるんな事業が必要だろというところで、学長が幾らか裁量で予算をくれる事業がございまして、1泊2日のスケジュールで、移動法律相談を一昨年度から行っています。

研究者教員である民法の松久三四彦教授と私の二人で学生を引率します。札幌に、公設法律事務所支援すずらん基金法律事務所という事務所が札幌にあります。すずらん基金法律事務所、例えば1年、1年半学びながら弁護士として活躍し、その後北海道の中の過疎地と言われる町に行つて活躍する弁護士が1年か1年半修行する事務所なのですが、その弁護士2名に過去2か年も参加してもらって

けています。

昨年3月に行った函館は、相談者が48名来てびつくりしました。相談者から、逆に準備が遅いとか、手際が悪いとか非常に怒られたぐらい活気を呈した相談でありました。今年の旭川は大体予定どおりでしたが、16名の相談者がいらっしやって、参加学生はこれも募集するのですが、すぐ枠はありがたいことに埋まります。10名の学生の枠で募集するのですが、毎年どうしても参加したいという人が1人ぐらいいまして11名ということになっています。1泊2日ですので、エクスカーションの側面があります。夜、宴会をやって、そこで受験談義、私も20年前こんなふうに苦労したみたいな話とか、あるいははずらずらの弁護士たちは数年前まで受験生でしたので、こんな苦労があったみたいなことで学生と語に花を咲かせるということで、深夜の1時ぐらいいまで飲み語らうみたいな内容のスケジュールがあります。

それからもう一つ、これはおまけのような話なんですが、たまたま2月に北大にノースタウエスタン大学の法学部長であるダニエル・ギベルバーという方がいらっしやいました。このときに意見交換をさせていただきました。私は、英語が全くできなくて留学経験も全然なくて、全部カタカナで書いてるので恥ずかしいのですが、クリニックの講座を管理される法学部長の立場でどんなご苦労がありますかという質問をしたところ、即座にこの3つを答えました。1番目がエクスベンジだとか。金もかかる、私自身は金よりやっぱり手間かなと思ってるのですが、エクスベンジ。

2番目が、やっぱり事例の収集に非常に

いつも苦労している。お前はどうかやって事例を収集しているんだ。新聞広告を出していると答えましたら、どうしてそういうコーナーやリソングやミーティングみたいなもの集の案内を出すんだと逆質問されて、いやいや、地元紙で、決してコーナーやリソングやミーティングではないんだということを申し上げて理解を得たのですが、2番目が事例の収集。3番目がクリニックの教員に対しては、これは学部長の立場で、教員に対する評価ができなくて困るとこういう話をされてました。

大体30分のお時間になったとは思いますが、一通りまとめますと、私自身としては、北大の売りはローヤリソングとクリニックが1人の教員によって、連続して一貫して行われるということ。私自身も、常に認識しながら2つのポイント7つのスキル、そういう整理のもとに学生に教えているつもりであります。

お手元に添付させていただいた本の抜粋などを見て頂いても、そういうことを意識しているということがおわかりいただけるというふうに思っています。ただ、ウイナーポイントとして、なかなかまだ理論と実務の架橋というか、本来のクリニックの教育目的にまだまだかかっていない。不十分だという理由の一面はカリキュラム編成にもあると思っております。それから、今年から来年にかけては教員生活最後の2年間にありますので、実務家教員としてカリキュラムの編成に関わらせていただきたいということで、積極的に意見を言っていきたいなというふうに思っています。以上ちよっと継続なところがありますが、以上のようなところです。ありがとうございます。

した。

富川 最後のところでおまとめいただきましたように、北大の特徴としては、やはりローヤリソングやミーティングということ、1つの科目にローヤリソングとクリニックを合体させておられるということが大変特徴的だと思います。

それで、私がひとつ思ったのは、成績評価についてです。早稲田のクリニックは大部分がパス・オア・フェイルということ、点数で評価しないというクリニックが大部分なのです。私は研究者教員ですが、実務家教員の方とペアを組んで「外国人法クリニック」というのを担当しております。そこで、点数で評価を出すんですね。アメリカでいるんならスクールの視察をしたときにも、点数で評価を出すべきだということと、いや、そうではないというように分かれていきます。私は、やはり学生と教員との緊張関係を築くという意味では点数を出すということが必要だろうと思います。アメリカでもクリニック教育における学生と教員との関係は大変密ですから、点数評価で学生に対して、優秀、そうでないというふうに序列をつけるのは、なかなかつけないというふうな意見もあります。しかし、通常の講義科目なんかでもコーススクールの授業は少人数制のものが多いわけですから、学生をよく知って授業をするという点では、クリニックと講義科目もそんなに変わらないと思います。よく知っているから点数が出にくいというよりは、むしろ出すべきなのではないかなというふうに思います。そのようなことから、いま田村先生に報告いただきましたように優良可の可を出すというのも、大変

に必要なことと私は思いました。

他の先生方からも、いろいろのご意見、感想があると思いますので、よろしくお願ひします。

研究員 相談センターまで学生は移動して、そこでやるわけですか。

田村 はい、そうです。

研究員 先生は大学にいらっしやることが多いですか。それとも、どこにいらっしやるんですか。

田村 大学にいる時間はやっぱり少ないですね。自分の事務所にいる時間が7とすれば、大学は2とか3だと思います。

研究員 ニーズをつかむためにもう1つ伺いたいですけれども、これは先生が1人のご担当なんですよ。それで第8講から第15講までの8回をクリニックであるということ、それは正規もそうなのですが、金曜の限ですか、その時間にはやらないわけですよ。

田村 金曜の1限だと相談者が来ないということ、平日に振り替えて行っています。

研究員 例えば、こつちの前期だと23名学生がいて、2人1組で相談にあたるということ、11組か12組できるわけですよ。ただ教員も相談には常に同席しているって書いてありますけれど、これどういう関係なんですか。

田村 18コで、私が全部立ち会って法律相談センターで学生と一緒に相談を受けるといいます。

研究員 第8講以下のクリニックの中で、ある1人の学生は何回ぐらいい相談に行くんですか。

田村 学生は2コで。1時間の相談を2

回経験することになります。

**研究員** それは、第8講から第15講までの間の中で2回だけ経験する。

**田村** はい、第9講から第15講までですね。

**研究員** そうすると、例えば今の23人、11組あるとすると22組の相談が後半で行われる。

**田村** はい。ですから、おっしゃるとおり学生は、実際には例えば8講ローヤリングでやった後、1時間と1時間で、合計2時間、それを第9講、第10講という形でやる。あとシビューで2コマやっても、例えば3コマ分ぐらいは学生がローヤリング=クリニックに触れる時間というのは、結果的にはなくなるということにはなるのですが、そこはなかなか手当のしようがなく、こういう形でやっています。

**研究員** そうすると、残りの3コマ分というのは、建前としてはどういう形ですか。

**田村** 建前としては自習という形になっています。

**研究員** シビューは、いつやるんですか。

**田村** シビューは、クリニックが大体多くの学生が一通り経験した2クルー目ぐらいの序盤から中盤ぐらいにかけて、これは教室でやっています。

**研究員** それは本来の授業時間ですか。

**田村** 本来の授業時間にやっています。

**研究員** それは具体的に、先ほど少し伺ったんですが、どんなふうにするのですか。

**田村** 学生に基本的に英語訳の法律相談表をつくらせるんです。レポートをつくらせるんですね。それをシビューの授業の2、3日前までにローヤリング=クリニックを既修登録している全学生にメールで配信す

るんです。

**研究員** 逐語訳というのは、こんなやりとりしたという。

**田村** 法律相談の1号と同じです。

**研究員** 例に挙がっているものですね。

**田村** これはもうこのとおりです。

**研究員** こういうのを学生がつくるわけですか。

**田村** 学生につくらせるんです。

**研究員** 思い出して。

**田村** 思い出してですね。というが、2人1組でやりますので、基本的には1人が主査、2人目が記録係ということですね。2クルー目の相談は配役を逆転させてというのをやっています。

**研究員** 結果のシビューでは、何件の相談になりますか。

**田村** 基本は2件です。ただ、やっぱり相談のボリューム、質もありますので、2件のときもあれば3件、4件できるようなときもありません。

**研究員** それは事前に学生には毎回逐語訳を作成させて、教員には提出させているので、その中でシビューの授業としてふさわしい相談については、全学生に配信しようということをやっているということですね。

**研究員** そうすると、自分の案件がシビューに扱われない学生もいるわけですか。

**田村** それもいるんです。

**研究員** ふさわしい案件を配信するのですか。全部配信するのですか。

**田村** いや、ふさわしい案件を配信しています。

**研究員** 配信された案件に関して授業の場ではどんなふうにするのですか。

**田村** 基本的に学生に15分ぐらいは報告をさせた上で、他の学生からもこのやりとりはどのようのだとか、あるいは表現がどのようのだとか、あるいはそもそもそ知識においてどうだみたいな話、あるいは分析がどうだみたいな意見交換した上で、教員がコメントをしていくという通常オンラインブックなやり方をやっているのだと思います。

**研究員** 相談ですよ。相談以降の手当が必要なのは、どうされますか。

**田村** 当初弁護士会と大学が議論を始めるときは、クリニック担当教員のみが事件を受任すると不公平であるというような、そういうつまらない議論があったんです。

そんなものから、クリニック担当教員は事件受任をしない。一般法律相談に誘導するというのを建前としてやっています。ただし、そうは言っても実際の相談者の方が学生の前で1時間たっぷりお話をし、僕らも一生懸命聞いて、話をしている

ということになると、一定の信頼関係ができるものですから、どうしてもという方が多かったせいもあるのですが、私が実際に継続的に相談にのったり、ケースによっては受任したりしていますね。

**研究員** 実感として大変じゃないですか。

**田村** そうなんです。ただ、またその法律相談の大半が受任に至るかというところ、そうじゃないようなんです。これまで実際に継続して受任することになったケースというのは、去年の例えば16相談のうち2件とか3件とか、それぐらいの割合ですね。

**研究員** そうすると、相談で30分ぐらい学生がヒアリングして、後半30分で弁

護士のまとめと回答とあるのですけれど、学生が回答することはないわけですか。

**田村** 学生は発問し応答もします。回答もします。

**研究員** 回答もするのですか。

**田村** はい。ただ、よほど方向性が違ってきたりすると、やっぱり介入したりもします。そういった意味で、ずっと立ち会うようにはしていません。

**研究員** ただ、学生には事前について3行ぐらいの説明が前日に来るという形ですよ。

**田村** そうですね。

**研究員** それで、学生は予習をして多分臨むのだと思うんですけども、そこでの回答というのはどれぐらい使えますか。

**田村** 例えば、法的な知識レベルの整理なんかは、やっぱり学生は一生懸命勉強して前日に取り組んでいきますので、使える話をしてくれているのですが、じゃあどうやって紛争を解決するのかということになると、途端に学生はやっぱり答えられないんです。ですから、そこできれいに分かるというような印象ですね。

**研究員** 例えば、回答して一応相談が終わったけれども、その後でその相談事案に関して、何か検討しようかというふうなシビュー以外の場ではないわけですか。

**田村** そうですね。あと、ただ熱心な学生はやっぱりメールで教員に対して、ここについて先生はこう言ったけれども、自分はこの思うみたいな学生も結構いますので、それは個別にメールでやりとりをするようにしています。それ以上に、シビューの時間以外のところで検討の場ということ

になると、オフラインのみみたいな形でやっている部分はありますけれど、その程度というところですね。

**研究者** シェデュールの中では、例えば実際の法律相談のレベルと、とりあえず「回答は何か簡単にできるけれども、理屈で考えるところで難しくいようなところがたくさんあるじゃないですか。そういうような理論的な検討をすることというのはありませんか。

**田村** それもやっぱりあります。学生の中には理論的な回答にやっぱりこだわる学生もいますので、教員が立ち往生をするということもやっぱり時々ありますよね。

仮処分が何かの問題で、法律相談の中でやっぱり1件あったんです。そのときに、私がうっかり債権の処分禁止の仮処分を説明していたところで、併せて弁済禁止の仮処分を打つとか、余計なこと言っちゃったら、いや、先生、理論的におかしいと言われて、確かに調べたらおかしいよなということ、次の授業で学生を前にして訂正をしたということがあったですね。

**研究者** 先生お一人で、研究者教員の役割も果たされているわけですね。

**田村** 私1人でやっています。もともと私も大学側も、研究者教員との共同授業をやりたいなという気持ちはずっとあるんです。何回か構想を仕掛けたこともあるのですが、実現に至っていない。そんなような背景があって、移動法律相談で外に出てやるときは、大学の研究者教員の先生にも実地を触れてもらいたいなことも含めて一緒に始めたというのが、一緒にやるようになった出発点ですね。

**研究者** 学内の場合にこれが実現してい

ないのは、研究者教員の先生方のご理解がいただけないという感じですか。

**田村** 理解をもらえていないということよりは、どういう形の授業をするのがやっぱり一番望ましいのかというのが、まだ僕自身もよくわかっていないという、あるいは大学側も理解できていないという、それが率直なところですね。各大学で研究者教員と実務家教員による共同授業をやっているものがあります。僕もいるんなら形で見せていただったりもしているのですが、ちよつと僕自身がまだ腑に落ちていないかないなところがあります。

**研究者** 研究者の先生方で、弁護士登録されている方はおられますか。

**田村** 北大の場合は、弁護士登録している研究者教員はいないはずですよ。

**研究者** すずらん基金というの、いわゆるひまわり公設とは違うんですか。

**田村** 違います。将来北海道内の公設事務所に派遣する弁護士を養成するための事務所がすずらん基金法律事務所、北海道弁護士会連合会の協力で運営されているです。

**研究者** 札幌弁護士会がつくっている。

**田村** 札幌弁護士会を中心に、道弁連で組織したものです。

**研究者** 函館とか旭川とかというのは、どこでやっているんですか。

**田村** 函館は、市内の文化センターみたいな、要するに函館でしたら五稜郭という街を中心に今街が栄えているのですが、その近くにある公民館を借りてということですね。

**研究者** それはやっぱりだから事前に地元でスノコミが何かに流して。

**田村** 大体準備を始めていく中で、市の後援をまず得るようにしています。旭川市、函館市の後援を得れば、市の広報誌に無料で掲載してもらえますので、そこで募集はするということですね。

**研究者** だから、函館弁護士会とか旭川弁護士会とかの関係でも、やっぱり一応仁義を切ってという形ですね。

**田村** やっぱりお膝元に来て事件を取っていくんじゃないかと思われても困りますので、必ずそれはやる直前に地元弁護士会の会長に仁義を切った上で、ご承諾いただいた上でやっています。

**研究者** そこは快諾をいただいておりますね。

**田村** そうですね。私も本当に感じたのは、都市の中の司法過疎って時々言うんですけど、函館なんかは、相識者が48名ありました。大体20名来れば十分かなと、盛況かなというつもりで行ったんです。そして、始まる1時間前に行ったのですが、その時点でもう20人並んでいらっしやったんです。でも、要するに受付がないもの、ですから、俺のほうから来たかどうか、あなたは遅かったじゃないかといったこともあり、手際が悪いと我々が怒られたみたいなき感じなんですね。

ですから函館では本場に、びつくりしたんです。正直言いますと。いま函館弁護士会の新人弁護士は増えていて、30名以上の弁護士おられます。にも関わらず、1つは無料だということがあったのと、土曜の午後の時間帯にやったこともあり、相談会を実施してやっぱりよかったのかなと思います。

**研究者** こういう移動法律相談会が今

後、例えば江差に行くとか、奥尻に行くとかそういうような道内の地域の考慮というのは、あまり関係ないんですか。

**田村** 来年からどっちの方向に行こうかなというふうに思っています。この後、帯広とか、やっぱり釧路とか、ある程度拠点都市に行くのか、それともうちよつと過疎地に食い込んでいくのか。そうするとやっぱりどういう相談が来るのかという事前に読めないところもあるものから、その辺がやっぱり微むところだなというところですね。

**研究者** 北大と札幌弁護士会との関係ですけれども、北大に実務家教員として任用される方々というのは、北大の先生の個人的な人間関係の形で入られるのか、それとも札幌弁護士会のほうからこの人を北大のほうに任用していただきたいという機関としての形で関係を持たれているのか、どちらでしょうか。

**田村** もう完全に機関ベースで提携していません。要するに、一本釣りには逆に言うところではないというような形でやっています。僕も実は北大出身者ではありませんし、刑法の中山博之先生も北大ではないんです。あとの専任教員2人は北大なんです。でも弁護士会の中で選ぶという建前で、絶対にそこは崩さないということをやっています。

**研究者** むしろ思ったのは、研究者教員と実務家教員との関係を密にしている、それぞれの専門性、あるいは経験を生かしながら教育プログラムとして立ち上げていく、あるいは自立させるということを考えると、あるいはむしろ個人ベースで付き合っていくというのがあって、この人はこういうよ



うな経験をされているとか、あるいはこの先生はこういうような専門で重要な実務と関係が深いところだということで結び付いていけば、実務と理論との架橋の糸口みたいなのができやすいかなと思ったりしたんです。もちろん、卵が先か鶏が先かという関係にあると思いますが、最初の取っかかりとしては、個人ベースで繋がっていたほうが関係は築きやすいのかなと。

**田村** そうですね。確かに個人ベースということになると、たとえば特定の法領域を究めようとする深化プログラム、例えば環境法ですとか、あるいは医療法であれば、誰でもできる科目じゃない部分については、弁護士会の中でも大体やれる人が決まってきましたし、大学側からリクエストしたいというやっぱりそういう人も何人かいるものから、個人ベースが相応しいということになります。それ以外のむしろ専任教員が担当する科目ということになりますと、むしろある意味では法曹の中では基本科目みたいなものを担当しますので、誰がというよりは、むしろそこは弁護士会のほうで選ばせてくれという建前を講じていないというところですね。ただ、おっしゃるとおり、研究者教員との連携を考えると、やっぱりそういう素地は私には大学の教員を始める前は全くなかったものから、時間がかかるとい感じはしますね。

**研究員** 例えば、教授会にはご出席されるんですか。  
**田村** はい、私はみなし専任なので教員会議という会議体に参加しています。  
**研究員** 教員会議と教授会と違うんですか。  
**田村** 教授会と教員会議は、別の機関と

してあります。

**研究員** 構成員が違うんですか。  
**田村** 基本的に教員会議の構成員というのは、教授会構成員に、みなし専任が合計4人加わるということですね。教授会では、論文の審査だとか、基本的にそういうことをやられていて、教員会議はむしろ法科大学院の運営面に関することを決めていきます。

**研究員** 北大の場合、法科大学院は専攻ですよ、たしか。  
**田村** そうですね。はい。  
**研究員** 教授会というと専攻の教授会というんじゃないかと、法学研究科の教授会なんですか。  
**田村** そのはずですよ。僕も出たことないものですから、わからないですが。  
**研究員** 教員会議は法科大学院の専攻のものですかね。  
**田村** 法律実務専攻の教員会議ということですよ。

**研究員** 北大では、未修者に対しては答案指導を行っているという話が出てきましたね、それは未修者に対しては全員やっているんですか。  
**田村** 未修者に対して全員やっているんです。  
**研究員** 既修者にはやらない。  
**田村** はい。既修者にはやっていません。  
**研究員** これは、どういう方針で答案作成するのかということを、それぞれの40名の弁護士の人たちの裁量に任せている形でやっているのですか。

**田村** これは、未修者の学生50名を3クラスに分けて、1クラス約17名ぐらいでしょうか、その各クラスに実務家教員、

つまり弁護士教員が1人チューターとして、張り付く形をとるんですね。各クラスに2名の弁護士が張り付いています。実際に学生に課題を与えて答案を書かせて、メールで答案の添削をして返したうえで、その演習問題についてゼミナール形式になります。実務家教員が指導する。添削の部分については、1人の教員が17通の答案を毎回添削しかつ授業の準備もするということは物理的に難しいものから、大体1クラス、2人から3人ぐらいのバックアップの弁護士が付けて添削、採点をしている。その添削の基準だとかについては、細かく20点から1点まで刻みで、何か書いていたら何点みたいな通常のやり方で、刻みを付けて採点をしているとそういう形でやっています。

**研究員** 1年生だけですか。  
**田村** 1年生だけです。  
**研究員** 単位があるわけですか。  
**田村** 例えば民法1という講座でワンセットになっているものから、これ自体に単位があるのではなく、民法1を履修する。必修ですけれども、学生は必ずこの民事の基礎ゼミをこなさないとけないというカリキュラムになっています。  
**研究員** そうすると、授業時間の関係はどうなっているのですか。いわゆる2時間かける15コマという形で2単位とかというふうに決めますよね。それとの関係で言うと、その外出しになるんですか。  
**田村** 外出しになっているのだと思います。僕も直接は担当していませんので細かいところまでは分かりませんが。  
**研究員** これって、どちらかというと法律文書といっても実務、まさにわれわれ準備

備書面書いているときのような実務の文書と、それと司法試験におけるような書き方の文書とありますよね。どちらになりますか。

**田村** 後者です。間違いない後者です。シラバスを見ますと、8回ゼミを行っています。それで標準3年コースの学生は最初の1年間に基礎プログラム、民法、10単位で修得しなければいけない。そこにおいて、学生3つの小グループに分けて、それで正担任弁護士と副担任弁護士、合計2名の弁護士が8回にわたって学習を指導するという内容になっています。  
**研究員** 8回と民事でいうその15、15コマですよ。  
**田村** これは別にあります。  
**研究員** 15コマ、両方。  
**田村** 両方やらないと履修したことになります。外出しという言い方は違いますが、うかもいれませんが。  
**研究員** 正規の授業なんですかね。  
**田村** そうですね。  
**研究員** 例えば正規の授業23コマで正規の問題。問題は誰がつくっているんですか。  
**田村** 問題は研究者教員と弁護士が協働でつくっています。  
**研究員** それはいわゆる新試験的な問題なんですか。  
**田村** いや、新試験を意識しなからつくっています。なかなか新試験を意識するというのは難しいですよ。  
**研究員** クリニックの相談にかかった学生の志态とか、というようなことは特に触れなかったと思うんですか。  
**田村** 総じて触れなかったという印

象をもって、クリニツクを終える学生が  
やっぱり多いですね。自分がいけるこ  
う言いました。でも、どうやらさつき紹  
介したように紛争の解決ができるのか、そ  
こがまず答えられないだとか、いろいろと  
知識を前提とした答えはしたんだけれど  
も、先生が言った解決とは全然違って  
よねだとか。ということで、少なくとも教  
科書レベルの知識と具体的な紛争解決とは  
全く違うということ、学生は横で聞いて  
しつかり理解したうえで、でもやっぱり  
が立たなかつたということを確認して終  
わるといふ状況です。

**研究員** 教育効果としてまとめるとす  
れば、どのような点に教育効果がある  
というふうに思いますか。モチベーション  
を高める効果とか、いろいろ。

**田村** モチベーションは、もちろん基本  
にはあるとは思いますが、学生にとつて  
は、紛争の解決というのが何なのかとい  
うことを少しやっぱりイメージすることの重  
要な機会なんだろうなというふうに思いま  
す。事前にいろいろ読んで知識を持ってき  
ても、あるいはそれなりに勉強して演習な  
どで他の学生の議論を論駁しているよう  
なつもりになつた学生であっても、鼻っ柱が  
へし折られましたという印象を持って帰る  
学生が結構いますね。昨年度も一番答案も  
よくできて、本人自身もローヤリングの授  
業の中では他の学生を凌駕するような意見  
を言つて自己満足している学生がいたん  
です。ですからそういう学生については、何  
とかしてやらなさいといけないなとこつち  
もフライングがわくものですから、クリニツク  
ではやっぱり個人ベースでそういう距離感

をいろいろ確認しながらやっているとい  
うところがあります。

**研究員** しかし、先生も疲れるでしょう。  
多分23人とか対応すると、本当にそれは  
大変だと思つてすけれども、学生の側か  
らすると、2人1組でやつて、そのうち自  
分が直接発問するのは1回で、それは法律  
だからオール筆記ですよ。

**田村** ええ。そこは学生はうまく役割と  
らえながら、いいほうを経験していますけ  
れど。

**研究員** ただ、若干入つていなかつたら  
消化不良になるんじゃないかなみたいな  
割と直前にあれが来て、一晩予習して、終  
わつた後にうまく例えばレビュー取り上げ  
られれば深まるけれども、そうじゃないと、  
若干はあるにせよ、そこを何か反省とかす  
るような、ちゃんとした場がないというの  
は、若干消化不良になつちゃうのかなとい  
う感じが。

**田村** そうですね。それはおっしゃると  
おりで、僕も感じることであります。確か  
に事件受任型ではないということによる制  
約でもあるでしょうし、そこまではないな  
くても、もう少し学生がそれこそ質の高い相  
談であれば、それをとらえて本当は訴状を  
書いてみるだとか、答弁書をつくつてみる  
だとか、そういう形でシミュレーションに  
切り替えていけるような相談があればいい  
んだらうなというふうに思っています。

それで、去年実は1つ試したんですね。  
クリニツクの相談の中で使用者責任に関  
する相談があつたものから、これはい  
い材料だなというふうに思ひまして、レ  
ビューの授業の中で意識して学生に相談者  
が訴訟を起こすとしたら、どういう訴状を

書くか。相手方から予想される反論を前提  
に答弁書も同時に組み立ててくださいます  
う試みをしたということはありました。た  
だ、学生によつてはやっぱり取り上げられ  
ない相談があると、消化不良のまま終わ  
るというのは仕方ないと思います。

**研究員** そこまでつながるとするのは、  
すぐく発展したと思います。そこまでき  
なくとも、例えば終わった後に、もつとあ  
あいうふうに聞けばよかつたねとか、この  
回答でなくて、もつと判例を踏まえたらこ  
うなつたんじゃないかとか、何かさうい  
うなことを、もちろん意欲のある学生は  
2人で話したりとか、先生に質問をする  
しようけれども、割と形でも、さうい  
うなことを1回相談したらさうい  
うなことを1回やるみたいのをやつてみ  
たいなところというのは、もう少し少  
人数の場合だとあるのかなと思いま  
して。

**田村** そうですね。その場では、時間が  
許す限りは、学生も、私も空いてい  
れば、当然、例えば5時までの相談が  
終わった後に、30分エキストラでやつたり、その場  
でしております。

**研究員** それはある意味では時間がある  
ときに、ちよつとその後若干やる  
感じになるんですね。

**田村** 相談の前後は時間を空けるように  
しているのですが、いろいろ日程を組んで  
いると、1時から5時までびつしり相談と  
いうパターンがあるんですね。1時から3  
時までやつた1組2人の学生は、もうそ  
で次の学生と入れ替わるものから、彼  
らはやっぱりちよつと消化不良を起して  
帰つていく可能性はあると思つた  
んですね。

**研究員** レビューをきつちりとやつてお

られるから、早稲田より濃密かなと思つて  
いたんですけどね。

**田村** レビューは全件じゃない。  
**研究員** 全件じゃないですけど、少な  
くとも本人は書くわけでしょう。取り上げら  
れなくても。

**田村** ええ。  
**研究員** これはもつと聞きたいところ  
ですけど、本当に全然、はっきり言つて大  
変じゃないですか。

**研究員** きっかけですよ。23人持つ  
て。  
**研究員** さういふやりとりのものは全  
件先生が読んでおられるわけですか。

**田村** ええ、それは全件読んでいま  
す。  
**研究員** 添削というか、何か少しコメ  
ントしたりされていますか。

**田村** コメントしたりすることもあ  
ります。

**研究員** かなりやつておられるわけ  
ですね。

**研究員** 全件読むといつたつて、一  
部自分で立ち会つていられるもの  
ですよ。

**田村** ええ、私が立ち会つていま  
す。

**研究員** 2年次、3年次の科目配  
当ですけれども、2年生が多い  
感じですか。

**田村** 今期は3年生が多いですね。意  
外です。3年生はやっぱり受験対策  
ではないにしても、むしろ受験科目  
をやつぱり気にするのかなと思つ  
たんですが、そのうちのが北大の  
いいところかなと思つた  
んですね。

**研究員** 後期は2年生が多  
くなりますか。

**田村** そうかもしれない  
ですね。いや、

去年の後期は、3年生、最終年次の学生がそれなりにいますね。

**研究員** 後期は2クラスですが、やはり先生1人で担当されているのですか。

**田村** ええ、私1人です。なかなかやる人がいないんです。やる人がいないというのは、これも不思議なんですが、弁護士会です。これは希望を探るんですけど、自薦がいいのかというところもあるのですが、北大はだれも手を挙げなかったのですが、その翌年、北海学園の教員の推薦を求めたときには、結構10人ぐらい手を挙げたんですね。

**研究員** 私学は違う。

**田村** それと、北大はやっぱりなかなか北海道の中ではステイタスのある大学ですので、弁護士の方が司法試験からだいぶ離れてしまうと、学生の要求に付いていけないかなと考えると、手を挙げにくかったのではないかなと思います。

**研究員** 北海学園大学は、こういう臨床系の科目はやっていないんですか。

**田村** 北海学園は、ローヤリソングザクリニツクという名前とはちよつと違うんですが、似たような科目はやっていないはずですよ。法文書作成というような、そういう講座でやられているようです。

**研究員** ちよつと思つたのは、例えば、さつき広報に関しては市役所なんかも協力する感じですかね。そういう方たちからの協力をどのように確保するんですか。東京の場合、たくさんロースクールあるのに、どうして早稲田だけに協力するのか、みたいな形で断られたりすることが結構あって苦労しているんですけれど、そのあたりどうですか。

**田村** そうですね。ただ、規模も小さい

ですし、それと札幌でクリニツクの法律相談を募集するときは、北海道新聞というところに掲載していますし、北海学園は法律相談の集め方も、自分たちで集めているみたいな話も聞いたことがありますね。

**研究員** 札幌にあるんですか。

**田村** 札幌市内です。

**研究員** 予備聴取というのは、早稲田でも相談者に事前に弁護士が話を聞くべきなのかという議論がありながら、結局聞いていなくて、事務レベルの受付情報のもとで学生が予習するという形にしています。田村先生のほうは必須だということですが、教員の仕込み的な意味がありますが、具体的には、どのような点がいかなと感じられていますか。

**田村** 1つは、消極的な意味なんですけど、やっぱり学生を前にして、どういうパターンナリテイーの人なのかということを事前に思い描くことができることが、当然ですけれども、一番僕にとっては大変だと思つています。やっぱり中には、さつき広報明しましたけれど、クレーマーのようなタイプの相談者というのがいるんです。あるいは話の整理をなかなか自分でつけない話をする相談者というのでも当然あります。ですから、少なくとも相談者のイメージを事前に知るといったことが大きいんだらうなと思つています。

それから2番目に、予備聴取をした時点で、これは僕もそうなんですけれども、相談者が5分とか10分とか、電話で顔も見えない私に対していろいろな話をするものから、ある程度自分なりに相談を整理して次の日に来てくれるというメリットもあるのかなと思つています。

3番目に、さつき紹介したまさに仕込みの部分ということのかなというふうに思っています。

**研究員** 仕込みというのは具体的に。

**田村** 要するに、具体的に僕がそれこそ調べないといけないような、そういう相談もありますので、それだとそこで問答する意味が失われる部分も出てきますので。

**研究員** 予習しておく。

**田村** 事案によっては予習しておきません。それからもう1つは、どういう方向に相談が流れそうなのかということ、ある程度シミュレーション的に自分の頭の中で予測、考えておくことができるので、どちらの方向に行きそうになっても時間配分との関係でコントロールできるという部分が大変いのだからと思つています。

**研究員** うちなんかいきなり聞いて、だから話がうちこちいつて、とにかく時間をどういうふうにしたらいいか。初回相談で、2時間、3時間みたいなことになる

たり、途中で作戦タイムも置いて、今日答えられるか、あるいは次回にするかどうか、そういうある意味でせいか、あるいはあまりコントロールの利かないことをやっているんですけれども、なかなか難しいところですよ。そういう混沌としたものをやったほうがいいのか。ここは少額の人たちだから、そういうかなりテクニツクを要することとか、すつきりいかない体験を学生に最初にさせるのはいかなものか、というようなことを言われたりもします。

**田村** 先生がおっしゃるとおりで、僕も最初予備聴取については、いろいろやるべきかどうかという議論も内部でもあったものですから、考えたのですが、やっ

ぱり学生が予備知識なしにやると、團が立たないのが初年度でしたので、そういう意味からいっても必須かなというふうに思っています。

**研究員** それはセンターのほうで予備聴取してくれないわけですかね、基本的には。

**田村** せいぜい項目ぐらいです。離婚とか相談とか。

**研究員** その程度だったらやってくれる。

**田村** はい。

**研究員** それは一般の法律相談もそうですね。

**田村** 一般の法律相談もそうですね。

**研究員** それはそうですね。だけど、先生、これ、大変です。

**田村** 疲れ切っています、正直。

**研究員** 学生2人1組じゃなくて、3人にしようとか4人にしようとか考えられませんか。

**田村** そこは柔軟にやっています。原則2人なんですけど、今期23名で、1人の学生が2回経験するということになる、23時間、私はやらないといけません。日程調整が結局できなくて、ある学生には3人入ってもらつて、それで今期は18時間ということ準備しています。早稲田の場合、何人です。

**研究員** 今、私は4人でやっていますけれど、5人の班もあったり、場合によっては6人ぐらい。本来は原則4人というあたりを標準に考えているんですけれどね。しかも、私たちはなるべく研究者教育の人たちと一緒にやるうとしていて、だから標準形は学生4人に教員2人ですね。